

[声明]

2011 年度予算案における私立大学等経常費補助の削減に強く抗議する

2010 年 12 月 29 日

日本私大教連中央執行委員会

1. 政府は 2011 年度予算案において、私立大学等経常費補助を対 2010 年度比で 13 億円（-0.4%）減額の 3209 億円計上した。今回の削減額 13 億円は、私大経常費補助の交付額下位 46 大学・短大の補助金合計額に匹敵する金額である（2008 年度）。私立大学・短期大学は日本の大学において学校数で約 82%、学生数で約 75%を占め、教育研究の上できわめて重要な役割を担ってきたにもかかわらず、私大経常費補助は 30 年以上にわたり削減されてきた。直近では自公政権が 2007 年度から 3 年間で約 92 億円もの削減を強行した。今般の予算案は、高等教育の機会均等と充実した教育研究を求める国民の声に反し、きわめて低い水準に置かれてきた私大経常費補助をさらに削減するものであり、私たちは断固としてこれに抗議する。

2. 2011 年度予算案の私大経常費補助 3209 億円の内訳は、一般補助 2812 億円、特別補助 398 億円となっている。これについて文部科学省は説明資料において、「一般補助のウエイトは平成 3 年度以来 20 年ぶりの高い比率」であり「昭和 56 年度を超える過去最高額」と強調している。しかし、私立学校振興助成法の趣旨や同法成立時の国会附帯決議が経常費の 50%補助を速やかに実現するよう要請したことに反して、補助率がわずか 10%程度にすぎない現況で私大経常費補助総額のいっそうの削減をしておきながら、一般補助の比重を高めたことのみ喧伝することは欺瞞的である。

3. 国立大学法人関連予算については、運営費交付金を対前年度 58 億円削減する一方で「国立大学教育研究特別整備費」58 億円を新設し、「国立大学法人化以降の基盤的経費の削減に歯止め」をかけたとしている。すなわち政府・文科省は、日本の大学の主要な部分を占める私立大学の基盤的経費は削減し、国立大学については削減を回避したということである。日本の大学制度において私立大学も国立大学も法令上同等の高等教育機関であり、私立・国立は同等の予算措置がなされるべきであるにもかかわらず、今般の予算案が私立・国立間格差をいっそう拡大するものとなっていること

は到底容認できない。

4. 経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免事業への補助金についても、国立大学では減免対象者を 2010 年度より 5 千人増やし約 4.2 万人とする予算を計上した一方で、私立大学については 4 千人増の約 3.3 万人に留めている。学生総数（大学院生を含む）に占める割合では国立大学が 12.6%から 19.8%への増であるのに対し、私立大学は 1.4%から 1.6%への微増に過ぎない。学生 1 人当たりの補助額では国立大学が両年度とも約 53 万円であるのに対し、私立大学は約 12 万円から約 15 万円への増を見込む予算となっている。

同じ学生・院生でありながら経済的支援についても私立・国立間に深刻な格差が生じており、2011 年度予算案はこの格差をさらに拡大するものとなっている。きわめて不当である。

5. 1975 年に制定された私立学校振興助成法は、私大の教育・研究条件の維持向上、学生の経済的負担の軽減等を目的としている。しかるに政府はこの 30 年間、私立大学の基盤整備に対する責任を放棄し、私立大学を差別的に扱い、私大経常費補助を実質的に削減し続けてきた。その結果、私立大学と私立大学生は危機的な状況に追い込まれている。

私たちは、通常国会において 2011 年度政府予算案を予算編成手法も含めて徹底的に審議し、私大経常費補助の削減を撤回して増額するとともに、無利子奨学金の拡大を含め私立大学生の学費負担軽減に資する予算の拡充を図るよう強く要求するものである。